

## 別紙1

### 「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」に対するパブリックコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	本改正案を支持する。	
2	IFRSの採用は、国際的な企業開示情報の比較を可能にし、国際経済における障壁をなくして国際的な経済活動の自由化に資するものだと思います。したがって、その実現には様々な困難があるとしても、我が国としては、その流れに逆行するようなことは、差し控えるべきだと思います。他方で、産業界が要望するような不要なコストの発生を避けるためには、現在米国基準を採用している企業に米国基準の継続的な使用を認めれば十分であり、新たに米国基準を採用することを企業に認める必要はないと思います。よって、米国基準の使用は、現在米国基準を使用している企業に限定して認め、新規に証券取引委員会に米国式連結財務諸表を登録した日本企業については、米国基準の使用を認めないものとするべきだと思います。	<p>本改正は、平成21年12月の連結財務諸表規則等の改正時に、米国基準の使用期限を設けることと併せ、平成22年3月31日後の使用を禁止した規定を、改正前に戻すものです。</p> <p>米国証券取引委員会（以下「SEC」）既登録会社については、我が国当局における監視・監督に加え、米国市場での開示やSECの関与があることから、米国基準の使用を認めても投資家保護上問題が生じないと考えられます。この状況は、新規に米国式連結財務諸表をSEC登録した日本企業についても同様であると考えられます。</p>
3	SECに米国式連結財務諸表を登録していない日本企業について、「当分の間」米国基準を使用できることとしている（「連結財務諸表規則の一部を改正する内閣府令（平成14年内閣府令第11号）」附則第3項）が、「当分の間」は削除してほしい。これは、該当企業が長年にわたって米国基準で連結財務諸表の開示を行っており、日本基準との主要な相違点についても開示しているので、「当分の間」に限定する必要はないと考えるためである。	<p>平成14年の連結財務諸表規則の改正では、米国基準の使用については、SECに登録している場合に限り、その使用が認められています。</p> <p>これに対し、附則第3項に該当する会社（昭和52年以前から「当分の間」に限定して、米国基準の使用が認められている会社）については、SEC登録を行っていませんが、我が国に連結財務諸表制度が導入された時点（昭和52年）前から、既に米国基準による連結財務諸表を作成していたことに鑑み、この使用実績をしん酌して、「当分の間」、米国基準の使用を認めてきているところであり、無限定に米国基準の使用を認めることは困難であると考えられます。</p>
4	<p>企業会計審議会第16回企画調整部会（平成21年6月11日）における質疑にもあるとおり、既に我が国企業をはじめとする米国外企業がSECに登録する場合にIFRSの適用は認められており、また、日本基準、IFRS及び米国基準の三つの基準が我が国の制度上併存することは比較可能性の観点からは避けたいと望ましいと考えられることから、米国基準の使用に期限を定めることは合理的であると考えられる。</p> <p>その上で、今般の提案は、平成21年6月30日に公表された「我が国における国際会計基準の</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>

	<p>取扱いに関する意見書（中間報告）」に示された I F R S の強制適用に関する検討を、昨今の状況を受けてより慎重に行うことを前提としたものと理解しており、その限りにおいて改正案に同意するが、本改正はあくまで過渡的な取扱いであることを明確にすべきである。なお、附則案に記載されている S E C に米国式連結財務諸表を登録していない日本企業の取扱いについては、S E C の規制や監督下に置かれているわけではないため、その適用対象や米国基準を使用できる「当分の間」が示す期間について、IFRS の適用に関する議論の成熟も踏まえ、今後、適切に明確化されることが必要と考える。</p>	
5	<p>企業会計審議会第16回企画調整部会（平成21年6月11日）における質疑においては、既に本邦企業をはじめとする米国外の企業が S E C に登録する場合に国際会計基準の適用が認められている点、また日本基準、国際会計基準及び米国会計基準の三つの基準が我が国の制度上併存することは比較可能性の観点などからは避けることが望ましいと考えられる点等が説明されているが、これらの点は現在まで特段の状況の変化が生じているとは考えられない。加えて、国際会計基準はグローバルな利用を目的として開発が行われており、その作成主体である国際会計基準審議会（以下「I A S B」）は我が国の市場関係者とも積極的なコミュニケーションを実践しており、I A S B とその関連組織には我が国からの人的参画が行われている。更に、貴庁も、モニタリングボードへの参画及び公表された基準及び解釈指針の指定などの制度整備を行っている。</p> <p>これに対し、米国会計基準は本質的に米国での利用を念頭に置いた会計基準であり、上述したような国際会計基準について存在する我が国の関与などが相対的に乏しいことも踏まえ、今後の我が国における米国会計基準の利用のあり方については十分検討される必要がある。とりわけ、S E C に米国式連結財務諸表を登録していない日本企業の取扱いについては、米国基準を使用できる「当分の間」が指す期間について、国際会計基準の適用に関する議論の進展を踏まえ、必要な場合、対象となる企業を含む市場関係者が合理的な準備期間を経て対応できるよう、適時にその内容が明確化されることを期待する。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
6	<p>改正案により、連結財務諸表規則等を平成21年改正前の状況に戻すことが提案されている点にも示されているとおり、当時から現在までの</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>

	<p>間に、改正案が対象としている点を含め、我が国における国際会計基準の強制適用に関する議論が透明性の高いプロセスに則り建設的に前進したとは言い難い状況にある。</p> <p>今後は、より透明性の高い方法で、国際会計基準や資本市場をとりまく環境等の十分な理解に基づいて、市場関係者によって適時かつ適切に議論が進むことを希望する。</p>	
7	<p>国際会計基準の強制適用時期及び適用範囲が未確定である現時点において、米国基準の適用の継続を容認することはやむを得ないが、本来、連結財務諸表を作成する際の会計基準として何を採用するかは財務諸表開示に関する日本の制度全体の建て付けの問題であり、本論点については国際会計基準の強制適用の議論と併せ、制度全体の観点から検討すべきと考える。</p> <p>また、国際会計基準に対する日本の発言力や影響力が弱まらないように、我が国の企業が国際会計基準を早期に適用する際の環境作りについて、引き続きご配慮いただきたい。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>